平成２４年（フ）第１２９１号
埼玉県東松山市殿山町27番地６
破産者　山本　繁夫
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４８号
埼玉県さいたま市南区大字広ヶ谷戸48番地18、旧住所埼玉県川口市大字安行領根岸947番地の６
破産者　関口　眞二
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７０号
さいたま市緑区東大門３丁目16番地27
破産者　山之城親篤
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５４６号
埼玉県上尾市向山１丁目59番地７　日建シェトワ６―302
破産者　相馬　秀明
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７５５号
さいたま市緑区原山３丁目14番13号　浦和ファミリーハイツ303
破産者　工藤　裕司
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９１２号
埼玉県川口市大字里1470番地の１　コートエクセレント101号
破産者　黒澤　和夫
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９６８号
さいたま市見沼区堀崎町1220番地２　エスポワール105
破産者　橋本　栄治
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３２３号
新潟市北区松浜５丁目10番地１　市営住宅ちとせ421号、破産開始決定時新潟市北区早通北２丁目13番５号
破産者　岡　　博志
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６２号
愛知県豊橋市三ノ輪町字本興寺２番地199　２―107
破産者　渡会　元博
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２３２７号
大阪市城東区野江３丁目24番14号　Ｓ―ＲＥＳＩＤＥＮＣＥ野江509号木下明寛方、住民票上の住所大阪市北区菅栄町１番21―302号
破産者　中川　勝成
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６号
堺市美原区平尾308―４―301、開始決定時の住所堺市美原区平尾193番地　北野ビル201
破産者　北野　誠一
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
堺市東区北野田805番地　ツイン西尾Ｂ棟303号、前住所大阪府松原市岡２丁目16番43号
破産者　浅里　清隆
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２６２号
堺市中区深井東町346番地10　スカイレジデンスＡ棟３号、前住所堺市中区深井畑山町2634番地３
破産者　佐々木信一
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字西勝地307番地11
破産者　中村　　稔
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５８号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字西勝地307番地11
破産者　中村　和美
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９号
愛媛県西条市壬生川656番地５
破産者　西崎　征郎
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第５３号
愛媛県新居浜市若水町２丁目３番248号
破産者　鈴木三枝子
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第５４号
愛媛県新居浜市宮西町３番21号、前住所愛媛県新居浜市西原町２丁目２番125号
破産者　鈴木　重行
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部